

2環温第 274 号

令和 2 年 7 月 15 日

長野市環境審議会

会長 大澤 幸造 様

長野市長 加藤 久雄



「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について（諮問）

長野市では、平成 27 年 9 月に土地に架台等で自立設置する、いわゆる野立ての太陽光発電施設について円滑な導入を図るため、各種法令の遵守、市への届出、住民への事前説明や設置に当たって守るべき事項を規定した「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定しております。

ガイドラインでは、設置者、地域住民の双方による協議のもとで太陽光発電施設の設置が進められるように、設置者が事前説明会等を実施し、事業内容を周知する中で地域住民から出された要望・意見に対して適切に対応するよう求めています。が、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域など周辺への影響が懸念される区域での設置や届出対象規模 50kW に満たない施設の設置など、ガイドラインの定める範囲を超える太陽光発電施設の設置に対する相談件数が増えてきている状況です。

適正な設置及び地域との共生の促進を図りながら、太陽光発電施設の普及を推進するため、長野市環境基本条例第 21 条第 2 項の規定により、ガイドラインの在り方について、貴審議会の意見を求めます。